

# 江田島市空家等対策協議会設置要綱

平成28年5月27日

告示第57号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、江田島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

(構成)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、市長のほか、地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長は、委員の互選により定める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、会長が必要があると認めるときは、書面による審議により、会議に代えることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

(1) 協議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合

(2) 協議等の内容に個人情報その他非公開とすべき情報が含まれている場合

(3) 協議会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な協議等に支障が生じると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が公開しない旨を決定した場合

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、土木建築部都市整備課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要

な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成28年告示第81号）

この告示は、平成28年9月12日から施行する。

附 則（令和4年告示第4号）

この告示は、令和4年1月17日から施行する。